### 市町村指導実施指針

#### 第1 目的

この指導指針は、都道府県が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第197条第3項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づき、市町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が行う介護サービス事業者(地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者並びに都道府県知事より居宅サービス事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定及び指導監督等の事務について市町村長に権限移譲されている場合には、当該移譲されているサービスを含む。以下同じ。)に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行うこと(以下「市町村指導」という。)について、基本的事項を定めることにより、介護保険制度の適正な運営の確保並びに介護サービス事業者が提供する介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

#### 第2 指導方法等

#### 1 指導形態

市町村指導の形態は、次のとおりとする。

### ① 集団指導

集団指導は、都道府県が管内の市町村に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

#### ② 事務指導

事務指導は、都道府県が対象となる市町村を訪問し、当該市町村職員との面談等の方法により行う。

# ③ 合同指導

合同指導は、都道府県が事務指導の対象となる市町村と合同で、当該市町村が指 定等を行う介護サービス事業者の事務所を訪問し、当該事業者の職員等との面談等 の方法により行う。

#### 2 集団指導の実施方法

### (1) 指導対象の選定

集団指導は、原則、管内の全市町村を対象とする。ただし、指導内容又は地域区分等に応じて、対象となる市町村を選定しても差し支えない。

#### (2) 指導通知

都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該市町村に対して原則として2月前までに通知する。

### (3) 指導方法

集団指導は、以下の内容について、講習等の方式で行う。

- ① 市町村が行う事務の適正な執行に関すること
- ② 制度改正の内容
- ③ 介護サービスの質の向上に関すること
- ④ 過去の事務指導、合同指導等の事例
- ⑤ 過去の介護サービス事業者等の処分の事例
- ⑥ 業務管理体制の整備に関すること
- ⑦ 関係する他制度の概要等その他市町村の参考となること

### (4) 留意事項

集団指導に欠席した市町村には、当日使用した必要書類を送付する等の方法により、必要な情報提供に努めるものとする。

#### 3 事務指導の実施方法等

# (1) 指導対象の選定

事務指導は、運営指導や監査の実施状況等を踏まえ、指導の平準化の観点から指導対象となる市町村を選定することにより実施するなど、都道府県の実情に応じて取り組むものとする。

なお、都道府県が必要と認めたときは、随時、指導対象となる市町村を選定し、 実施することができる。

# (2) 指導通知

都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ以下の事項を 文書により原則として1月前までに当該市町村に対して通知する。

- ① 事務指導の根拠規定及び目的
- ② 事務指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 準備すべき書類等

#### (3) 指導方法

事務指導は、以下の内容について、関係書類等を基に関係者から説明を求め面談等の方式で行う。

- ① 介護サービス事業者の指定及び指導監督等の事務体制
- ② 介護サービス事業者の指定等の状況
- ③ 介護サービス事業者に対する指導の状況
- ④ 介護サービス事業者に対する監査及び処分等の状況
- ⑤ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備等の状況
- ⑥ その他①から⑤に関して市町村が取り組んでいること等

### (4) 指導結果の通知等

事務指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によって その旨の通知を行うものとする。

### (5) 報告書の提出

都道府県は、当該市町村に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

## 4 合同指導の実施方法等

合同指導については、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日 老発0331第6号厚生労働省老健局長通知)の別添1「介護保険施設等指導指針」 に基づき実施する。

## 第3 留意事項

- 1 都道府県は、重点的かつ効率的な指導を行えるよう、年度ごとに重点指導事項、指導対象選定方針、集団指導・事務指導の実施手法について検討すること。
- 2 都道府県及び市町村は、例えば市町村が介護サービス事業者の処分を行う場合に、 市町村から都道府県に情報提供するとともに、都道府県から市町村に必要な助言を行 うなど、日頃より十分な連携を図りながら、業務を行うこと。
- 3 都道府県は、市町村が行う指導監督等の事務の平準化を図る観点から、第2の1指 導形態のほか、下記の支援の実施についても検討すること。
  - ① 市町村用の指導監督マニュアルの作成・配布
  - ② 市町村指導監督職員を対象にした研修会の実施
  - ③ 都道府県が行う居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導又は監査に市町村職員の同行を求めること。